

## 1 取組の内容

## (1) 拡大生産者責任と費用負担のあり方についての調査研究の実施

拡大生産者責任と製品、容器等がごみとなったときの再資源化等に係る費用負担のあり方について、日本での法制度の現状・課題を整理し、基本的な考え方や今後の方向性に関する調査研究を実施します。

主体	役割
住民	—
事業者	調査研究への協力
市町	調査研究への協力
県	調査研究の実施
自治会、NPO等民間団体	—

## (2) 拡大生産者責任の徹底に関する具体的な方策についての調査検討の実施

プランの推進にあたり、拡大生産者責任の徹底に関する具体的な方策について、地域独自の取組の可能性なども含め、ステークホルダーとの協議を行いながら調査検討を行います。

主体	役割
住民	—
事業者	調査検討への協力
市町	調査検討への協力
県	調査検討の実施
自治会、NPO等民間団体	—

## (3) 国、業界への提言

拡大生産者責任の徹底のための具体的な方策の早期導入について、必要な提言を国、業界へ行います。

## ◆国家予算要望（環境省：平成22年5月）

## 【提言・要望の要旨】

ごみゼロ社会の実現に向けて、拡大生産者責任の徹底による3Rの促進、リサイクル制度の改正による不法投棄の防止などの施策を積極的に推進されたい。

## 【具体的な提言・要望事項（抜粋）】

製造事業者における再使用・再商品化が可能な製品開発の積極的な促進など、製造段階からの発生抑制への取組の促進



## 1 取組の内容

## (1) 拡大生産者責任に基づく事業活動の推進

- ① 拡大生産者責任の考え方を取り入れ、製品等の製造や流通、消費段階において排出する廃棄物をできる限り少なくするための工夫（環境配慮設計など）や、長期にわたり使用できる製品の開発、修理体制の充実を進めます。
- ② 自らが生産、販売したものが廃棄物となったものについて、自主的な取組や、住民、行政等との連携による取組により、再資源化を進めるための回収ルートの構築やリサイクル技術の開発を進めます。
- ③ また、市町での処理が困難な廃棄物について、業界の自主的な取組による回収システムの構築を進めます。

主体	役割
住民	—
事業者	拡大生産者責任に基づく事業活動の推進
市町	—
県	—
自治会、NPO等民間団体	—

## (2) 行政における拡大生産者責任に基づく取組の促進

- ① 奨励的手法やベストプラクティスに関する情報発信等により、事業者が取り組みやすい環境をつくります。
- ② 拡大生産者責任に資する取組のパイロット事業を、事業者と協働で実施します。
- ③ 製造段階において製品等が将来廃棄物となることを抑制するための技術や、製品の循環的利用を促進するための技術等に関する調査研究に、県内の企業、大学等と協働で取り組みます。
- ④ 事業者がより環境に配慮した製品やサービスを供給することを促進するため、グリーン購入など環境配慮型の消費行動・ライフスタイルに関する啓発等を行います。

## 《取組事例》

## ◆ 事業所や行政等が連携して取り組むグリーン購入

【取組主体】 みえ・グリーン購入倶楽部、三重県ほか

【概要】 三重県では、地域ぐるみのグリーン購入を普及、推進するため、平成15年1月にその展開の母体となる企業、団体、行政機関によるネットワーク組織「みえ・グリーン購入倶楽部」を設立しました。

県と「みえ・グリーン購入倶楽部」は連携・協働しながら、先進的にグリーン購入に取り組んでいる自治体や企業の講演や事例紹介などをセミナー、フォーラム等の開催を通じ啓発に努めています。

また、平成14年度から、東海三県一市（三重県、愛知県、岐阜県、名古屋市）の行政とチェーンストアなどの企業が連携して「詰め替え商品」や「リサイクル商品」の購入等グリーン購入を消費者へ普及・啓発する広域的なキャンペーンを展開しています。

出典：三重県



出典：東海三県一市グリーン購入キャンペーンパンフレット

主体	役割
住民	—
事業者	拡大生産者責任に基づく事業活動の推進
市町	—
県	拡大生産者責任に基づく取組促進のための啓発、パイロット事業の実施、情報発信、調査研究
自治会、NPO等民間団体	—

## 2 目標スケジュール

取組の内容	2005～2009	2010	2011～2015	2016～2025
(1) 事業活動の推進				
(2) 行政における取組の促進				

## 基本方向2 事業系ごみの総合的な減量化の推進

### 基本取組2-1 事業系ごみ処理システムの再構築

#### 1 取組の内容

##### (1) 事業系ごみの処理実態等の把握

県内の事業系ごみについて、事業者からごみがどのように分別・排出されているかなど、ごみ処理施設に搬入されるまでの実態について把握し、より効果的な減量化施策の構築を進めるため、事業系ごみの業種ごとの排出の状況、処理の方法や家庭系ごみへの混入状況などに関する詳細な実態調査を行います。

##### 《取組事例》

##### ◆事業系ごみの処理実態等の把握

【取組主体】京都市

【概要】京都市では市内の事業系ごみの処理実態を把握するため、アンケート調査、事業所から排出されるごみ組成調査、市の施設に搬入される事業系ごみなどの実態を多角的に調査しています。

(調査項目)

1. 排出事業所へのアンケート調査
2. 業者収集ごみ組成実態調査
3. 一般廃棄物収集運搬許可業者の意向調査
4. 市の施設への持込ごみ調査
5. 民間資源化業者等の稼働状況調査
6. 減量に対するインセンティブが働く手法に関する調査

出典：事業系ごみ減量対策基礎調査結果報告書（京都市 平成19年度）

主体	役 割
住民	—
事業者	調査への協力
市町	調査の実施、減量化施策の検討
県	モデル的に実施する場合、市町との共同調査 市町に対する他事例の情報提供
自治会、NPO等民間団体	—

##### (2) 事業系ごみ適正処理システムの検討・整備

少量の事業系ごみの排出者が事業系ごみとして排出しやすい処理システムについて検討を行い、事業系ごみが適正に処理されるシステムとして整備を進めます。

事業系ごみの家庭系ごみへの混入を防ぐため、事業者に対して、排出するごみは許可業者等にその処理を委託するなど、市町の基準に沿ってごみを適正に処理するよう指導を徹底するとともに、許可業者等に対しても、適正な指導・育成を行います。また、受け皿としての民間処理業者等の活用が不可欠なことから、優良事業者の育成、技術開発支援、ネットワークづくりなどを進めます。

事業系ごみの収集運搬に携わる業者は、事業系ごみの適正な収集・運搬に努

めるとともに、その状況などについて管理し、積極的な情報公開を進めます。

《取組事例》

◆小規模事業所が資源化に取り組みやすい仕組みづくり

【取組主体】名古屋市

【概要】名古屋市では、空きびん、空き缶、ペットボトル、紙製容器包装、プラスチック製容器包装、スプレー缶類については、発生量が家庭並みの少量で、家庭から出るものと同じ性状のものであれば、市の資源収集に排出可能として小規模事業所の資源化に対する支援をしています。

出典：名古屋市ホームページ

◆事業系ごみの分別排出区分の基準づくりと明確化

【取組主体】神戸市

【概要】神戸市では家庭系ごみと同様に事業系ごみの分け方・出し方のルールづくりを行い、分別排出区分を明確にしています。

出典：「お店や会社のごみの出し方ルールブック」（神戸市）

主体	役割
住民	—
事業者	事業系ごみの適正処理
市町	少量事業系ごみ排出者の適正処理を促す処理システムの検討・整備、事業者への指導の徹底
県	一般廃棄物に係るマニフェスト制度の検討・提案及び導入の支援
自治会、NPO等民間団体	—

(3) 事業系ごみ排出者の届出指導等

多量排出事業者とともに、事業者の大部分を占める中小事業者に対しても排出者責任の認識を促し、ごみの減量化や再資源化に配慮した事業活動を促進するため、廃棄物処理法第6条の2第5項に基づき、多量排出事業者に対してごみ減量化計画書等の届出の義務づけ、計画的な立入指導などを行うとともに、中小事業者に対しても、それに準じて届出を義務づけるなど積極的に指導を行います。

さらに、新たに事業を始めようとする者に対しては、建物の新增築などの機会をとらえて、あらかじめ事業内容やごみの排出量、ごみ質、資源ごみの保管場所等の届出を指導するなど、きめ細かい対策を講じます。

【届出の種類（例示）】

- ① 廃棄物・資源化物保管場所設置届
- ② 事業系ごみの管理責任者設置届
- ③ 事業系ごみの減量化・資源化に係る計画書
- ④ 事業系ごみの減量化・資源化に係る実績報告書

《取組事例1》

◆減量計画書に基づく減量指導

【取組主体】津市

【概要】常時1日10kgを超える量の事業系一般廃棄物を排出する事業所、延べ床面積3,000㎡以上の事業所等の規定を設け、該当する事業所に減量計画書の提出を義務化し、その計画に基づく自主的な減量の取組推進を事業所に指導しています。

●津市の減量化計画書

事業系一般廃棄物減量化計画書

平成 年 月 日

(あて先) 津市長 松田直久

津市廃棄物の減量及び処理等に関する条例第8条の規定により、平成22年度事業系一般廃棄物減量化計画書を提出します。

1. 届出者情報		
事業所名		
事業所在地		
就業人員	人	
業種	<input type="checkbox"/> 農林業 <input type="checkbox"/> 林業 <input type="checkbox"/> 漁業 <input type="checkbox"/> 鉱業 <input type="checkbox"/> 建設業 <input type="checkbox"/> 製造業 <input type="checkbox"/> 電気・ガス・熱供給・水道業 <input type="checkbox"/> 情報通信業 <input type="checkbox"/> 運輸業 <input type="checkbox"/> 卸売・小売業 <input type="checkbox"/> 金融・保険業 <input type="checkbox"/> 不動産業 <input type="checkbox"/> 飲食店宿泊業 <input type="checkbox"/> 医療福祉 <input type="checkbox"/> 教育学習支援業 <input type="checkbox"/> 複合サービス事業 <input type="checkbox"/> サービス業 (他に分類されないもの) <input type="checkbox"/> 公務 (他に分類されないもの) ※日本標準産業分類による	
廃棄物届出者(記入者)	(所属)	(氏名)
	(電話)	(メール)
2. 平成21年度減量化等の実績		
<input type="checkbox"/> 廃棄物の排出量を計量している。 <input type="checkbox"/> 廃棄物の排出量を計量していない。		
廃棄物の種類	平成21年度総排出量の内総排出量(t)資源化量(t)	収集運搬の方法
可燃物(生ごみ・紙くず)		<input type="checkbox"/> 自社運搬 <input type="checkbox"/> 業者委託 (業者名: )
新聞・雑誌類ダンボール		<input type="checkbox"/> 自社運搬 <input type="checkbox"/> 業者委託 (業者名: )
O A 用紙(コピー紙等)		<input type="checkbox"/> 自社運搬 <input type="checkbox"/> 業者委託 (業者名: )
精密書類		<input type="checkbox"/> 自社運搬 <input type="checkbox"/> 業者委託 (業者名: )

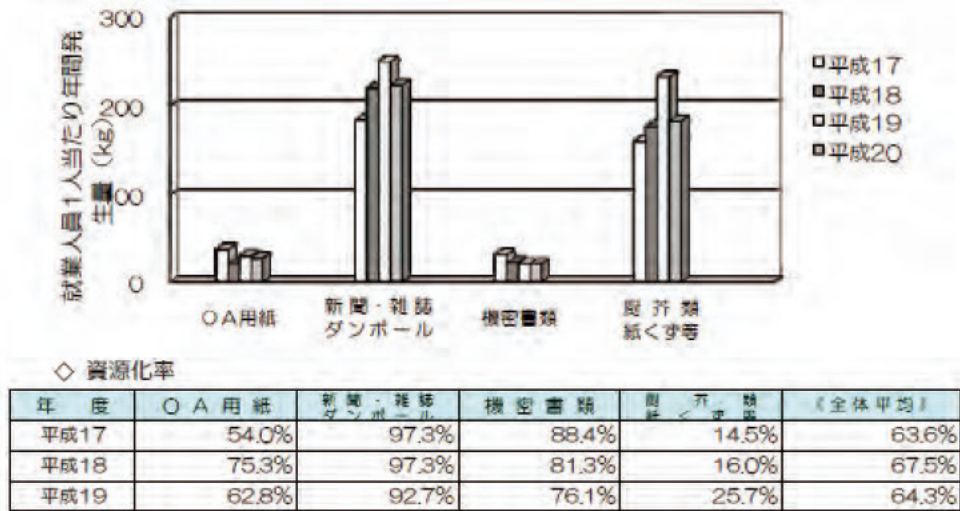
取り組んでいる減量化等の具体的方法	
<input type="checkbox"/> 食品リサイクル法に定める食品廃棄物等多量発生事業者に該当する。 <input type="checkbox"/> 食品リサイクル法に定める食品廃棄物等多量発生事業者に該当しない。	
食品廃棄物等の搬入先	食品廃棄物等の再生利用方法
3. 平成22年度減量化等の計画	
廃棄物減量目標	
<input type="checkbox"/> 昨年度比1~5%減 <input type="checkbox"/> 昨年度比6~10%減 <input type="checkbox"/> 昨年度比11~15%減 <input type="checkbox"/> 昨年度比16~20%減 <input type="checkbox"/> 昨年度比21%以上減	
取り組む予定の減量化等の具体的方法	
4. 地球温暖化対策(参考にお聞かせください)	
<input type="checkbox"/> 省エネ機器の導入 <input type="checkbox"/> 実施中 <input type="checkbox"/> 計画中	<input type="checkbox"/> エコカーの導入 <input type="checkbox"/> 実施中 <input type="checkbox"/> 計画中
<input type="checkbox"/> 省エネルギー(太陽光発電、バイオマス等)の利用 <input type="checkbox"/> 実施中 <input type="checkbox"/> 計画中	<input type="checkbox"/> 植樹活動等の緑化推進 <input type="checkbox"/> 実施中 <input type="checkbox"/> 計画中
<input type="checkbox"/> その他( )	
<input type="checkbox"/> 実施中 <input type="checkbox"/> 計画中	

事務担当 本市環境部環境政策課  
資源循環推進担当  
電話番号 059-229-3258  
メール 229-3139@city.tsu.lg.jp

対象事業所：市内で常時1日あたり10キログラムを超える量又は一時間に100キログラムを超える量の事業系一般廃棄物を排出し、その事業に供される部分が3,000平方メートル以上（小売店舗については500平方メートル以上）の建築物を所有又は権原を有する事業者が対象。

出典：津市ホームページ

- 津市では、平成20年度で、315事業所（提出率72%（減量計画書提出対象事業所数に対する割合））が減量計画書を提出しています。前ページの減量計画書に示す品目別発生量・資源化量を合計し、就業者数で除したり、資源化量/発生量の割合を算出することで得られた、就業人員1人当たりのごみ及び古紙類等の発生量と資源化率を以下に示します。



出典：津市ホームページ

## 《取組事例2》

### ◆古紙等の搬入規制

【取組主体】福島県いわき市

【概要】いわき市では、平成18年10月1日から、焼却ごみの削減とリサイクルの促進をはかるため、事業所から排出されるリサイクル可能な古紙（新聞紙、雑誌類、段ボール、紙パック、紙箱・紙袋・包装紙、機密書類、シュレッダー紙は平成19年4月から）について、いわき市の北部・南部清掃センターへの搬入を規制しています。

なお、搬入規制の実施にあたって、市内の古紙業者（古紙問屋）を紹介することを同時に行っています。

さらに、平成20年4月1日から、家庭系古紙類の搬入規制、事業系木くず類の搬入規制（民間木質チップ化施設への誘導は平成18年12月から実施済み）を実施しています。

事業者・市民の皆様へ

## 古紙のリサイクルに御協力ください。

古紙は、市内の古紙業者に持ち込めば、また紙として有効利用することができます。  
平成18年10月1日から事業系古紙の清掃センターへの搬入を規制していますが、焼却ごみの削減とリサイクルの促進を図るため、平成22年7月1日から家庭系古紙についても搬入を規制していますので、古紙業者を通してリサイクルをお願いします。

※事業系古紙のうち新聞紙、雑誌類、段ボール、紙パック、紙製容器包装は平成18年10月から、機密書類、シュレッダー紙は平成19年4月から市の施設で受け入れられません。

### ○ 搬入規制の対象となる古紙類

- ・新聞紙（新聞紙、折込広告）
- ・雑誌類（雑誌、ノート、メモ紙、はがき、コピー用紙、コンピューター出力用紙、便箋、パンフレット、カタログ等 → 題の種類に入らないものは雑誌類となります）
- ・段ボール
- ・紙パック
- ・紙箱・紙袋・包装紙（紙製容器包装）
- ・機密書類（個人情報が含まれる機密性の高い書類）
- ・シュレッダー紙

### ○ 処理方法

#### 1 市内の古紙業者に受け入れを依頼する場合

主な古紙業者（古紙問屋）は次のとおりです。それぞれの古紙業者ごとに、サービスの内容、料金が異なりますので直接業者にお問合せください。（平成22年6月現在）

受入先	所在地	電話番号
樹清水屋	平字尼子町1-8	25-4574
熊高良	泉町下川字大剣1-35	56-0748
リサイクルポート小名浜 いわき営業所	小名浜大原字車田28	54-7277
前田商店	平中山字柿の目21-2	22-1521
津井紙協勝	小名浜大原字曲園121-1	53-5587

#### 2 一般廃棄物収集運搬許可業者に回収を依頼する場合

料金などについては、一般廃棄物収集運搬許可業者に直接お問合せください。

#### 3 注意点

- (1) 分別方法など不明な点は、事前に依頼する事業者にご相談ください
- (2) 次のようなリサイクル不可能なものは、これまで同様清掃センターに搬入できます。（合成紙、感熱性着信紙、縮染紙、強い臭いのついた紙、強い臭いのあるティッシュペーパーやタオルペーパー・食前残渣などで汚れた紙、著しく腐敗しているもの・シールなど粘着紙 など）

お問い合わせ先：いわき市生活環境部環境整備課ごみゼロ推進係 TEL 22-7559

出典：いわき市ホームページ



主体	役割
住民	—
事業者	ごみ減量化等計画の策定、計画書を含む各種届出、立入調査への協力
市町	ごみ減量化等計画書を含む各種届出制度の創設、届出等受理、指導、立入調査等の事務
県	標準的な届出制度のガイドライン整備、他事例等の情報提供
自治会、NPO等民間団体	—

#### (4) 適正なごみ処理料金体系の構築

事業系ごみの焼却施設への持ち込み手数料等について、実際の処理コストに見合う料金設定であるかどうかなどを検証し、格差が生じている場合には、周辺市町の料金設定も考慮したうえで是正するなど、適正な料金体系の構築に努めます。

また、事業系ごみに対する指定ごみ袋制など、より効率的な料金徴収の仕組みについて検討し、導入を進めます。その際、料金の値上げに伴う家庭系ごみへの混入増加など、料金体系の変更により生じるマイナスを防ぐために、必要な対策をあわせて講じることが重要です。

##### ※事業系ごみの処理単価と処理手数料

市町の焼却施設について見た場合、事業系ごみ搬入時の処理手数料の単価が、実際の焼却ごみの処理単価と同等であることが望ましい。

焼却ごみの処理単価 (円/kg) [A]  $\left\langle \right\rangle$  事業系ごみの処理手数料 (円/kg) [B]

[A]: 「焼却施設整備費の償却分、維持管理に要する経費、焼却灰の処理費用など焼却処理に係る総コスト」÷「総焼却ごみ量」

[B]: 「事業系ごみ処理手数料収入」÷「事業系ごみ搬入量」

出典：ごみゼロ推進室

#### 《取組事例》

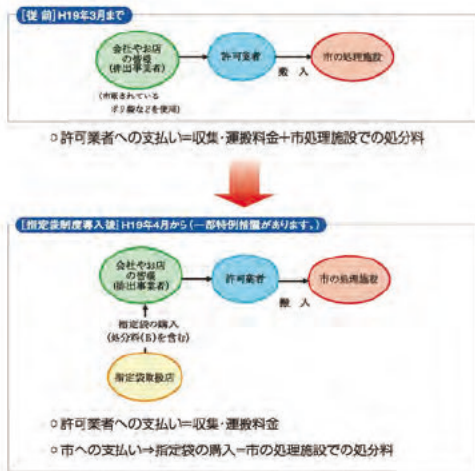
##### ◆有料指定袋制の導入による事業所のごみ減量行動実践への誘導

【取組主体】神戸市

【概要】神戸市では、平成19年4月から事業系ごみに対して有料指定袋制を導入し、対前年度比で28%の事業系ごみを削減しています。ちなみに、有料指定袋制とは、通常は、ごみ排出事業所は市町のごみ処理手数料を上乗せしたごみ処理費を許可業者に支払っていますが、神戸市では、市のごみ処理手数料を袋代に上乗せした有料指定袋をコンビニエンス等で販売し、ごみ排出事業者はごみ処理手数料を上乗せしたごみ袋を購入し、市の処理施設までのごみの収集・運搬費を別途許可業者と契約して負担する仕組みです。ごみを減量すれば、ごみ袋の購入枚数が減り、ごみ処理費用も削減できるので、ごみ減量行動実践への誘導効果があると言われています。

出典：神戸市環境局「事業系ごみ有料指定袋制度導入による排出抑制や適正処理のための取組」都市清掃（平成22年7月）

参考図1 神戸市の有料指定袋制の概要



参考表1 有料指定袋の代金

<<<指定袋の販売価格(10枚1組)>>> 2007.2.1現在

種類	容量	販売価格	種類	容量	販売価格
可燃ごみ用	30L袋	570円	粗大ごみ用	30L袋	930円
	45L袋	840円		45L袋	1,380円
	70L袋	1,310円	70L袋	2,150円	
	90L袋	1,690円	資源ごみ用	30L袋	190円
不燃ごみ用	30L袋	690円		45L袋	270円
	45L袋	1,020円		70L袋	420円
	70L袋	1,590円			

販売価格には消費税を含む。

参考表2 実際に許可業者に支払う金額の目安(上限額)

収集・運搬料金

収集・運搬料金は神戸市手数料条例により、その上限額が決められています。その額は右の表のとおりです。ごみの量は、増減しますので、数ヶ月間のごみ量を勘案し、契約をしてください。

区分	金額
指定袋に	30L 96円/袋
よる場合	45L 144円/袋
	70L 224円/袋
重量による場合	90L 288円/袋
	160円/10kg

割増料金

時間外収集など特別の作業を要した場合は、神戸市手数料条例施行規則により割増が認められています。その基準は次のとおりです。

1. 別荘

分別して指定袋に収納された廃棄物を排出者の依頼により、許可業者が同一車両に混載しなければならぬ場合(許可業者が廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第3項に定める処分業(積替・保管)の許可を得ている場合に限る。)

2. 3割増

午後5時以降午後10時までに収集する場合  
ごみがバラ出しのまま集積されており、収集時に容器への収集作業又は梱包を必要とする場合  
ダストシュート等、建物一体となっているためにかき出し作業を必要とする場合  
収集車両の駐車可能地点から20メートル以上の小運搬作業を必要とする場合  
収集車両の駐車可能地点から1階以上の階差があり、集積場所から小運搬作業を必要とする場合

3. 5割増

午後10時以降午前5時までに収集する場合  
3割の範囲内において加算することができる作業が複合する場合  
少量排出に伴う不定期収集が行われる場合

出典：「事業系一般廃棄物の排出の際の指定袋の使用についてのチラシ」(神戸市)

主体	役割
住民	—
事業者	適正な料金負担、廃棄物の減量・資源化対策の実施
市町	処理コストの把握、料金体系の見直し・改善、効率的な料金徴収の仕組みの検討・導入
県	標準的なコスト計算手法等の提供
自治会、NPO等民間団体	—

(5) 一般廃棄物処理計画における減量化方針等の確立

事業系ごみの減量化、再資源化を総合的、計画的に進めるため、一般廃棄物処理計画において、事業系ごみに関する数値目標等を設定するなど、その減量化方針を明確にしたうえで、具体的な施策を実施していきます。

なお、事業系ごみの減量化の数値目標については、市町における事業系ごみの実態及びプランにおける排出削減目標を踏まえて、設定するものとします。

一般廃棄物処理計画で事業系ごみに係る数値目標を設定している市町数 ⇒ 13市町(平成22年10月現在)

出典：ごみゼロ推進室

	役 割
住民	—
事業者	—
市町	一般廃棄物処理計画における事業系ごみ対策の位置づけ
県	事業系ごみ減量化対策と目標数値設定資料等の提供
自治会、NPO等民間団体	—

## 2 目標スケジュール

取組の内容	2005～2009	2010	2011～2015	2016～2025
(1) 処理実態等の把握				
(2) システムの検討・整備	←————→			
(3) 排出者への届出指導等	←————→			
(4) 適正な料金体系の構築	←————→			
(5) ごみ処理計画における減量化方針等の確立	←————→			



## 1 取組の内容

## (1) 事業所内教育の推進

個々の事業所において排出者責任の考え方を浸透させ、ごみ減量化の自主的な取組を推進するため、企業の社会的責任や環境保全活動等について、事業所内での従業員等を対象とした学習会の実施やQC活動と関連づけたごみ減量対策の推進などを進めます。

## 《取組事例 1》

## ◆社内研修会等の開催

【取組主体】東京電力(株)

【概要】6月の環境月間を中心に、勉強会や社内講演会、施設見学会など、社員を対象としたさまざまな環境教育を実施しています。例えば、平成21年度では、「東京電力の環境への取組、ヒートポンプの現状と将来性」について研修会を実施し、101名が、また、「東京電力自然学校、尾瀬と東京電力」についての研修会には106名が参加しています。このような取組を進めることにより、東京電力(株)の環境への具体的な取組を知ってもらい、社員の知識の向上をはかることで、情報発信力を高め、顧客とのコミュニケーション力のさらなる向上をめざしています。

出典：東京電力(株)ホームページ

## 《取組事例 2》

## ◆環境推進会議等の開催

【取組主体】カゴメ(株)

【概要】カゴメグループでは、各事業所やグループ会社の環境活動実績の確認、環境管理担当者間の情報交換とネットワーク強化を目的に、原則として上期と下期の年2回、環境推進会議を開催しています。同会議では、各担当者が自部門・事業所の環境計画と実績を発表するとともに、意見交換やよりよい活動のための提案を出し合っています。また、こうした定例会議以外にもテーマごとの会議を随時開催しています。

出典：カゴメ(株)ホームページ

主体	役割
住民	—
事業者	学習会の実施やQC活動と関連づけたごみ減量対策の推進
市町	事業者に対する啓発、情報提供
県	事業者に対する啓発、情報提供
自治会、NPO等民間団体	—

## (2) ISO14001等環境マネジメントシステムの認証取得促進

ごみの減量化を含めた事業者の自主的な環境負荷低減の取組を促進するため、小規模事業者においても取り組みやすい環境マネジメントシステムの制度を構築・普及するなど、企業等のISO14001等の認証取得を促進します。

※県内のISO14001 適合組織数 456事業者 (平成22年12月末時点)

M-EMS取得事業者数 205事業者 (平成22年12月末時点)

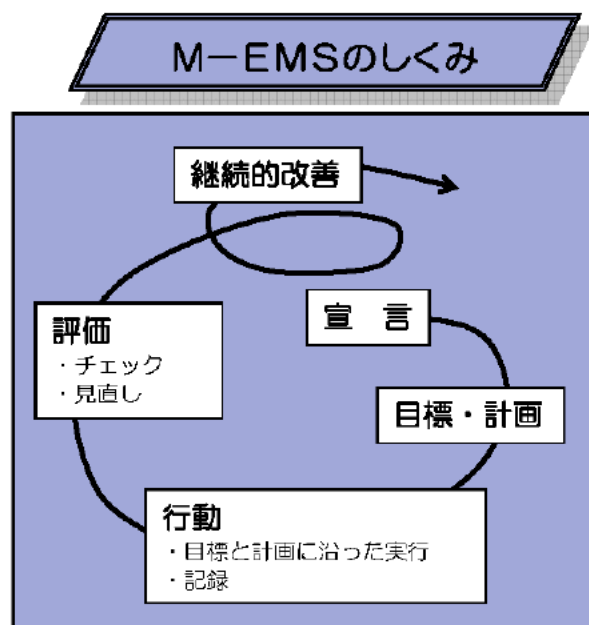
出典：三重県

《取組事例》

◆三重県版小規模事業所向け環境マネジメントシステム「みえ・環境マネジメントシステム・スタンダード(M-EMS)」の概要

【取組主体】一般社団法人 M-EMS 認証機構

【概要】取り組みやすく、費用負担の少ない環境マネジメントシステムの制度（仕組み）を構築・普及し、幅広い県内事業者の環境負荷低減取組を促進することを目的として規格化された環境マネジメントシステムです。



「環境マネジメントシステム」は、企業等の経営に当たって、環境への負荷を管理・低減するための仕組みです。

M-EMSの特色

- ①認証取得の目的  
環境問題に関心を持ち、日常的に組織的な環境保全活動ができるようになることです。
- ②適用組織・業種  
あらゆる業種の組織（企業、団体等）で取り組みます。
- ③規格の内容  
小規模事業所向けに内容や表現を平易で取り組みやすくし、段階的に取り組める2つのステップを用意しました。  
なお、規格とは別に、取組の手順等をわかりやすく説明した「構築の手引き」および「マニュアル作成事例」なども用意しています。

取組内容

M-EMSの取組には、つぎの2つのステップがあります。ISO14001の認証取得を目指される場合などは、ステップ2から始めることもできます。

- ステップ1  
環境問題に取り組み始めた段階を想定したもので、ここでは、自分たちの組織にはどんな環境負荷があるかを把握してもらい、次に環境宣言を行います。そして、目標を持ち、計画を立てて実行し、最高責任者が評価します。
- ステップ2  
将来「ISO14001」の認証取得も視野に入れた取り組みで、ISO14001と同じ要求項目を設けています。

出典：一般社団法人 M-EMS 認証機構

主体	役割
住民	—
事業者	認証取得とごみの減量化対策の実施
市町	事業者に対する減量化等の指導
県	ISO14001 認証取得に関する事業者支援
自治会、NPO等民間団体	—

(3) 自主情報公開制度の推進

産業廃棄物の分野では、事業者が廃棄物の処理実績及び管理計画等の情報を自主的に公開する「自主情報公開制度」がごみの減量化に効果を上げていることから、多量排出事業者による減量化計画や各種届出書に関する「自主情報公開制度」の運用を推進します。情報公開する内容は、住民が閲覧しやすいよう書類を整理するとともに、インターネットなどを活用した情報提供に努めます。

また、制度の活用を促進するため、ごみの減量化等について優れた実績をあげた優良事業者を顕彰し公表するなど、事業者にとってもメリットのある施策を講じます。

情報公開の項目例

- (1) 事業概要：事業内容、従業員数（製造業）、廃棄物排出量、施設配置図等
- (2) 適正管理に係る基本方針
- (3) 管理体制・社内ルール
- (4) 適正管理に係る現状
- (5) 適正管理対策：目標年度、計画目標値、対策概要
- (6) 目標達成状況
- (7) 関連推進事項：環境マネジメントシステムの構築、教育・研修等

主体	役割
住民	—
事業者	同制度に沿ったごみに関する情報の自主的な公開
市町	自主情報公開制度の運用
県	標準的な自主情報公開制度の構築
自治会、NPO等民間団体	—

## 2 目標スケジュール

取組の内容	2005～2009	2010	2011～2015	2016～2025
(1) 事業所内教育の推進				
(2) 環境マネジメントシステムの 認証取得促進				
(3) 自主情報公開制度の推進				



## 基本方向2 事業系ごみの総合的な減量化の推進

### 基本取組2-3 事業系ごみの再利用の促進

#### 1 取組の内容

##### (1) 業種別ガイドラインの作成

事業者が、飲食店やオフィスといった個々の事業形態に応じて、効果的な取組を進めるため、業種ごとに減量化のための具体的な対策や目標値を明記したガイドラインを作成します。

(業種別ガイドラインの項目例)

- 1 事業系ごみの実態調査結果、事業系ごみの全体像
- 2 一般廃棄物処理計画に基づく事業系ごみの減量目標値
- 3 業種別の減量目標値
- 4 業種別、廃棄物の種類ごとの具体的な取組
- 5 記録、報告等

《取組事例》

##### ◆事業系ごみ減量ガイドライン

【取組主体】相模原市

【概要】相模原市では事業系ごみの業種ごとの特性に応じた減量行動の目標となる排出量の目標率のガイドラインを設定しています。

[ガイドライン設定の基本的な考え方]

取組の 目安	第1段階	これから本格的に減量化・資源化に取り組む事業者が目指すレベル
	第2段階	現時点である程度取組を実施している事業者が目標とするレベル
	第3段階	第2段階を達成した事業者が目標とするレベル

[排出量の目標率の設定方法]

業種・品目ごとに各段階で設定した減量化率、資源化率を発生量に乗じて、排出量の目標率を算出。

- ・減量化率:取組により減らすことができたごみの量を算出するための率(業種・品目別に設定)
- ・資源化率:リサイクルを前提として排出した資源の量を算出するための率(品目別に設定)

【算出方式】

- (A)減量化量:発生量に段階ごとに設定した減量化率を乗じて算出した量
  - (B)資源化量:減量後の発生量に段階ごとに設定した資源化率を乗じて算出した量
  - (C)排出量:発生量から減量化量と資源化量を差し引いて算出した量
- 排出量の目標率 = (C) / [(A) + (B) + (C)] × 100

[業種別のガイドライン]

建築物用途	排出量の目標			建築物用途	排出量の目標		
	第1段階	第2段階	第3段階		第1段階	第2段階	第3段階
事務所	50%	30%	20%	劇場・娯楽施設	65%	50%	30%
店舗	50%	30%	20%	工場	65%	45%	30%
飲食店	55%	40%	25%	倉庫	50%	30%	20%
旅館その他宿泊施設	60%	50%	35%	保健・福祉施設	60%	45%	30%
金融・保険業	55%	35%	20%	病院	70%	50%	40%
学校	75%	55%	40%	その他	45%	30%	15%

[減量化率及び資源化率]

ア 対象品目(11品目)

新聞、雑誌、段ボール、紙パック、OA用紙、その他紙類、びん類、缶類、生ごみ、木くず、その他

イ 設定の考え方

- ・減量化しやすい品目(段ボール、OA用紙)、特に減量を促進したい品目(その他紙類、生ごみ、木くず、その他ごみ)に対して、減量化率を設定
- ・上記減量化率は全業種に設定せず、品目ごとに発生量を勘案し、対象業種を限定  
(○段ボール、OA用紙、その他紙類:事務所、店舗、金融・保険業、劇場・娯楽施設、工場、倉庫、その他  
○生ごみ:店舗、飲食店、旅館その他宿泊施設、学校、劇場・娯楽施設、保健・福祉施設、病院  
○木くず:事務所、工場、倉庫  
○その他ごみ:店舗、学校、工場、保健・福祉施設、病院)
- ・資源化率については、品目ごとにすべての業種に設定

ウ 設定率

第1段階	減量化率	その他ごみ 0%、その他紙類・木くず 10%、その他の品目 20%
	資源化率	その他紙類・その他ごみ 0%、木くず 10%、生ごみ 20%、OA用紙 30%、段ボール 70%、その他の全品目 80%
第2段階	減量化率	その他紙類・木くず 20%、その他の品目 30%
	資源化率	その他ごみ 0%、その他紙類 10%、木くず 20%、生ごみ 30%、OA用紙 80%、その他の全品目 90%
第3段階	減量化率	木くず 30%、その他紙類 50%、その他の品目 40%、
	資源化率	その他ごみ 0%、その他紙類・木くず 30%、生ごみ 40%、その他の全品目 100%

出典：相模原市ホームページ

主体	役割
住民	—
事業者	ガイドライン策定に対する協力 ガイドラインに基づいたごみ減量の取組
市町	ガイドラインに基づく事業者の指導
県	業種別のガイドラインの策定
自治会、NPO等民間団体	—

(2) 事業系ごみの再資源化推進

- ① 飲食店、スーパー、旅館等から発生する生ごみは、均質で一定量がまとまって排出されるため効率的、効果的な再資源化が期待できます。このことから、事業系生ごみの堆肥化・肥料化等を進めるため生ごみ堆肥化等に関する県内各地の市町、住民、NPO、事業者等におけるさまざまな取組の実績を生かしながら、堆肥から生産する農産物の地産地消など地域と一体となった取組を推進します。  
《取組事例》

◆食品残渣の循環型利用

【取組主体】 有限会社三功

【概要】 有限会社三功（津市）は、廃棄物処理業者から出発し、平成7年からは食品循環資源の堆肥化（「有機みえ」）に取り組むとともに、農家とともに生ごみを堆肥利用するグループ「酵素の里」を立ち上げ、生産された農産物を食品廃棄物を排出する地元スーパー等で販売するリサイクル・ループを構築しています。

出典：環境新聞（平成22年3月31日）

【取組主体】 みえエコくるセンター

【概要】 ㈱みえエコくるセンター（津市）は、スーパーマーケットから出る食品残さを回収・堆肥化し、その堆肥を地元農家「鈴鹿大地の耕作人」へ還元し、こうして「地産地消」でできた生産物を消費者に提供するシステムを構築しています。

出典：みえエコくるセンター資料



② 紙ごみのうち、個々のオフィスから排出される量が少なく、再資源化率の低いOA用紙や新聞、段ボール以外の紙類の再資源化を進めるため、市街地や工業団地において、中小規模の事業者等による「オフィス町内会」のような取組を推進します。

《取組事例》

◆古紙共同回収事業(オフィス町内会)

【取組主体】NPO法人あまがさきエコクラブ

【概要】(社)尼崎青年会議所のメンバーが中心となってNPO法人あまがさきエコクラブを立ち上げ(平成14年11月)、市内事業所から排出される古紙の共同回収事業を実施しています。

その特徴は以下のとおりです。

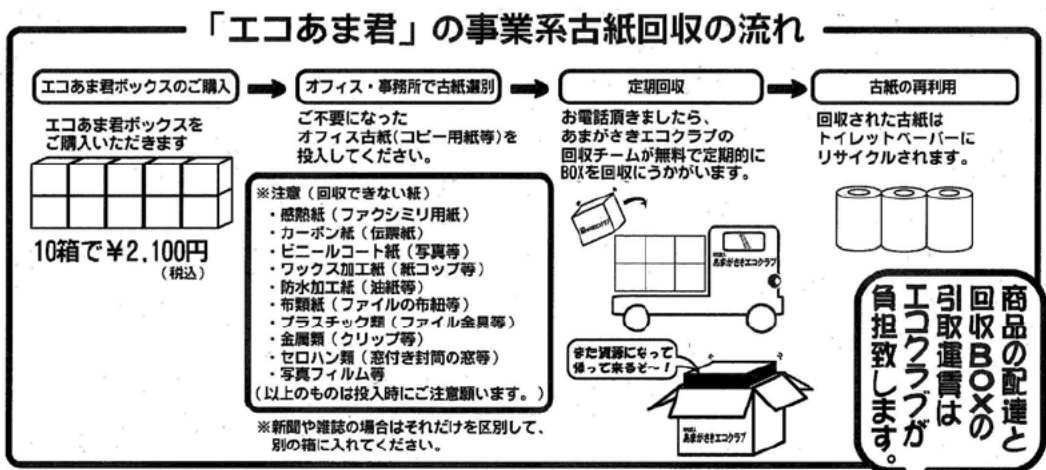
- 少量ずつでも回収を依頼できるため、古紙回収量が少ない事業所にとって気軽に依頼できます。
- 古紙回収費は105円/10kg程度で、ごみ処理費用より若干安価です。
- 事業運営(特に収集費用)に回収箱の販売費をあてる工夫をしています。
- 尼崎市も、トイレトペーパーの購入や市役所支所等の古紙を引き渡すなど、回収事業を支援しています。

出典：NPO法人あまがさきエコクラブホームページ

表 回収システムの概要

回収対象	オフィス古紙(コピー用紙等)
排出方法	回収箱(エコあま君ボックス)に入れて排出
排出ルール	感熱紙等禁忌品は入れないこと
回収依頼方法	回収箱が満杯になったら事務局に電話
回収方法	排出事業者を巡回回収(回収は古紙回収業者に委託)
回収日・頻度	事務局と協議
回収料金	○参加事業者へ回収箱(エコあま君ボックス)10箱2,100円を購入してもらい、回収費用にあてている。(段ボール1箱20kgとして105円/10kg) ○再生されたトイレトペーパー(エコあま君ロール100ロール4,200円)を参加事業者へ購入してもらっている。
減量効果	○年間回収量：333トン ○トイレトペーパー販売量：177,600個(平成17年度) ※「尼崎市 環境基本計画 実施状況報告書(平成17年度実績)」(尼崎市)より
再生利用先	西日本衛材(株)に搬入し、トイレトペーパーに

図 尼崎エコクラブの古紙回収の概要



出典：あまがさき市民環境会議レポート(平成21年1月)

